

## 令和7年度 第1回奈良県政府調達苦情検討委員会 議事録

### 1 開催日時

令和7年10月27日（月） 15時00分～16時00分

### 2 開催場所

奈良県庁舎4階 A41会議室

### 3 出席者

- (1) 委員 … 戸城委員長、若林委員、佐々木委員、岩垣委員（西村委員欠席）
- (2) 事務局 … 会計局総務課 上原課長、甲田課長補佐、松村係長、山本主査
- (3) その他 … 松山会計局長

### 4 議事等

#### （1）委員長の選出について

事務局(上原)： 本委員会の委員長を選出していただきたいと思います。奈良県政府調達苦情検討委員会規則第5条第1項に「委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める」と規定されております。従いましては、委員の皆さんで選んでいただくことになりますが、いかがいたしましょうか。

若林委員： 戸城委員は、平成28年から本委員会の委員を務めていただいているので、委員長に適任かと考えております。よろしくお願ひできれば幸いです。

事務局(上原)： ただ今、戸城委員を委員長にというご提案をいただきました。皆様、いかがでしょうか。

各委員： 異議なし。

事務局(上原)： それでは、戸城委員、本委員会の委員長をよろしくお願ひします。では、委員長にご挨拶をいただいた上で、以後の議事進行につきましてもお願いしたいと存じます。それでは委員長、よろしくお願ひします。

戸城委員長： 皆さんにご推挙いただき、お引き受けすることとなりましたので、よろしくお願ひします。それでは、委員会規則第6条第1項の規定に基づき、会議を招集します。本委員会の成立要件は、委員会規則第6条の規定により「過半数の出席」となっております。本日は、西村委員を除く4名の委員にご出席いただき、会議が成立していますので、これより議事を進めさせていただきます。会議の進行にご協力をよろしくお願ひします。

戸城委員長： まず、委員長代理の選出の件でございます。委員会規則第5条第3項において、「委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する」と規定とされております。この規定に基づき、委員長代理を指名させていただくのですが、若林委員、いかがでしょうか。

若林委員：承ります。

戸城委員長：ありがとうございます。それでは、よろしくお願ひします。

## (2) 議題1：会議の公開・非公開について

戸城委員長： 議題1「会議の公開・非公開」について、事務局から説明をお願いします。

事務局(甲田)： 規程集の「奈良県政府調達苦情検討委員会の会議の公開について」をご覧ください。「委員会の公開又は非公開」の考え方につきましては、平成20年7月23日に本委員会において、基準を決定しております。表に記載の事項について審議する場合を除き、原則公開とし、公開又は非公開について個別具体的な判断が必要な場合は、その都度判断することとしております。表の中で「指針」とありますのは、「審議会等の会議の公開に関する指針」のこととで、県全体の定めとなっております。本日の会議につきましては、この委員会決定に基づき冒頭より公開で実施しておりますが、本日は傍聴者はおりません。この後の議題3以降につきましては、表の1の「供給者からの苦情を受理すること」及び2の「関係調達機関に対する契約締結又は執行停止の要請に関すること」であり、個別具体的な事案の審議を行うことから、非公開理由に該当するため、非公開とし、次回以降の会議につきましても、本件申立ての受理を決定した場合における本件申立てに係る審議については、非公開としたいと考えております。

戸城委員長： それでは、本日の議題3以降及び次回以降の本件申立てに係る審議について、非公開の取扱いとすることについて異議ありませんでしょうか。

各委員： 異議なし。

戸城委員長： ありがとうございます。それでは、議事録の公開・非公開の取扱いについて、説明をお願いします。

事務局(甲田)： 議事録の公開につきましては、「奈良県政府調達苦情検討委員会の会議の公開について」の4に規定がございます。本日の会議は、議題2までが公開であるため、議事録を県のホームページに掲載します。議題3以降は非公開であるため、議事録の作成はしますが、非公開とし、別途会議の概要を作成して、県のホームページに掲載いたします。

戸城委員長： ご質問等ありませんでしょうか。

各委員： ありません。

戸城委員長： ありがとうございます。

(3) 議題2：「苦情の申立てを受理した場合の公示方法等について」の改正について

戸城委員長： 議題2「苦情の申立てを受理した場合の公示方法等について」の改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局(甲田)： 規程集の「奈良県政府調達に関する苦情の処理手続」をご覧ください。この後、個別事案の受理又は却下の決定について、ご審議いただきますが、受理となった場合は、四の規定により、当該苦情に係る調達に利害関係を有するすべての供給者は、苦情処理手続に参加することができるとされており、五の7により委員長の定めるところにより公示を行うこととしております。公示の方法につきましては、平成8年6月28日に「苦情の申立てを受理した場合の公示方法等について」委員長決定をしております。

資料1をご覧ください。今回改正を検討している内容でございます。改正の趣旨としましては、国における取扱等を参考に所要の改正を行うものであります。資料の2頁目に新旧対照表をつけております。細かな文言の修正などもございますが、大きなところでは、改正前の2(2)「苦情申立人の氏名又は名称」について、匿名も可という文言を追記しております。匿名可としている機関に確認したところ、平成11年頃に匿名を可とする取扱いに変更されております。これは、公示において、苦情申立人の氏名又は名称は必須事項ではないため、苦情申立制度を利用しやすくするよう、匿名を認めることとしたとのことです。他府県においても、同様の取扱をされておりますので、今回、本県においても匿名を認める取扱に変更したいと考えております。

戸城委員長： 本件については、委員長の権限により決定することとなります。ご意見などありましたらお願いします。

各委員： (意見等なし)

戸城委員長： 特にご意見もないようですので、事務局案のとおり、改正を行います。

(4) 議題3：政府調達に関する苦情の申立てに係る受理又は却下の決定について

戸城委員長： 続いて議題3となります。先ほど決定しましたように、ここからは個別具体的な事案の審議となりますので、非公開の取扱いいたします。